

## 第760回教育委員会臨時会会議録

- 1 **招集日時** 平成19年3月28日(水)午後2時から
- 2 **招集場所** 教育委員会会議室
- 3 **出席委員** 藤村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員, 佐々木教育長

### 4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 安井教職員課長, 菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 氏家施設整備課長, 菊地スポーツ健康課長, 伊藤生涯学習課社会教育専門監, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 **開 会** 午後2時00分

### 6 第759回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

### 7 第760回宮城県教育委員会臨時会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び小野寺委員を指名  
議事日程は配付のとおり

### 8 議 事

#### 第1号議案 県立高等学校の通学区域(学区制)の見直しについて

委員長 第1号議案「県立高等学校の通学区域(学区制)の見直しについて」である。前回は答申どおり「現在の通学区域を撤廃し, 全県一学区」とする方向で意見集約した。本日は, 実施時期や対応策を含めた学区の見直し方針(案)について審議していく。それでは, お手元に資料が用意されているので, 事務局から説明をお願いする。

(説明: 教育企画室長)

それでは事務局の方から, 前回それからこれまでの教育委員会の審議状況を踏まえて県立高等学校の通学区域の見直し方針の案を作成した。

お手元の資料の1ページを御覧願いたい。簡単に御説明申し上げる。宮城県では, 高等学校の教育の普及及びその機会均等を図ることを基本に, 昭和25年に通学区域が設定され, 時代の情勢変化等に対応して数次にわたって改正が行われてきたところである。しかしながら, その後, 高校進学率の上昇, 少子化の進展による急速な児童生徒数の減少, 主要交通網の発達や生活圏の拡大, 高校の再編整備の進展, 全日制課程普通科における特色ある学校づくりの着実な進展など, 今日の教育を取り巻く環境は大きく変容してきている。

そのような中で, 平成13年度には, 国においても, 「高校教育の普及とその機会均等を図るという通学区域の意味は, 今日においては制定当初と違って薄れている」との観点から, 「地方教育行政の組織及

び運営に関する法律」が改正され、通学区域については、その存廃までを含め、各教育委員会の判断に委ねられることになった。また、平成17年3月には、県議会で公立高校全日制普通科の学区制見直しを要請する内容の請願が採択された。

このような状況から、宮城県教育委員会としては、今後の通学区域について、受験競争の激化や学校間格差の拡大等を招かないよう高等学校教育を適正に進めつつ、生徒の多様な選択の機会を確保することが益々重要となっているとの認識の下、今日の教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的にその在り方を検討する必要があると判断し、平成17年7月12日に高等学校入学者選抜審議会に対して「県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方」について諮問した。同審議会では、1年5か月にわたって慎重な審議を行い、平成18年11月20日に、「生徒の学校選択の自由を拡大し、本県の県立高校のさらなる活性化と魅力ある学校づくりを願う見地から、特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長などの懸念はあるものの、現在の通学区域については、撤廃し、全県一学区とすることが望ましい」とする内容の答申を取りまとめ、宮城県教育委員会教育長に提出された。

宮城県教育委員会では、この答申の内容を踏まえ、意見聴取会などを通じて県民の意見を聴きながら、特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長など、通学区域の撤廃に伴い想定される懸念事項も含め、慎重に審議してきたところであるが、生徒の自由な学校選択の機会の保障や県立高校の活性化の重要性、懸念事項の生ずる可能性、県立高校の魅力ある学校づくりの進展の状況等から総合的に勘案して、今後の県立高校の通学区域については、答申のとおり撤廃し、生徒が自らの進路希望や学ぶ意欲に基づき、より主体的に学校を選択できるように制度を改正することが適当であると判断し、下記のとおり見直すこととする。

記として、一つ目であるが「県立高等学校全日制課程普通科の通学区域(学区)は答申のとおり撤廃し、全県一学区とする。」二つ目であるが「通学区域の撤廃の時期は、生徒・保護者への十分な周知等を図る観点から、平成 年度の入学者選抜から実施する。なお、所要の規則等の改正は速やかに行うものとする。」三つ目であるが「通学区域の撤廃に当たっては、新制度について十分な周知を図るとともに、円滑な制度移行を期するため、魅力ある学校づくりの一層の推進及び生徒が適切に学校を選択できる環境の整備充実を図るなど、県教育委員会と学校が一体となって積極的に取り組むこととする。」というのが見直し方針(案)の主な部分である。それから附属資料も含めて併せて御説明申し上げます。まずは方針(案)の三つ目の周知等の関連であるが、順序が若干前後するが4ページ以降を御覧いただきたいと思う。方針案の大きい3番目を受けての具体的な「通学区域の全県一学区に伴う対応策(案)」ということでお示ししている。まず一つは、「魅力ある学校づくり」ということである。基本的な考え方として、魅力ある学校づくりについては、これまでも生徒の多様なニーズに応えるため、中高一貫教育校の整備や総合学科や専門学科の設置など、様々な取組を進めてきた。今後とも、県立高校の更なる活性化を図るため、「県立高校将来構想」に基づき、単位制や類型選択制等特色ある制度等の導入、多様な選択科目、地域や企業、大学等との連携による進路指導や生徒指導、部活動の充実など、各学校の伝統や個性を生かし、時代の要請に応じた特色ある学校づくりを予算・人事の両面からも積極的に推進するということである。主な取組として、(1)の「特色づくりの推進」であるが、事例としては「個性かがやく高校づくり推進事業」ということで、これは19年度の新規事業である。内容はここに書いてあるとおりであるが、当面470万円の予算であるが記載のある八つの高校について支援して参りたいということである。それから(2)の「進学指導の充実」である。これについては19年度の新規事業として「進学指導地域拠点形成事業」を予定しており、この中で県内の進学を目指す生徒のための進学支援をやっていきたいということである。それから(3)の「就職指導の充実」である。ここに書いてあるとおり「職業観を育む支援事業」ということで、例えば、亘理高、松島高、河南高といった就職推進校を

指定して、その充実を図るといった事業、それから「キャリア教育総合推進事業」といった事業などを推進しながら就職指導の充実を図りたいということである。それから魅力ある学校づくりの四つ目の柱として「人事面での取組」ということである。教育の資質向上を図りながら、校種間交流人事や公募制人事異動等を積極的に行うとともに、広域人事交流をさらに進めるための方策を検討し、適材適所の人事配置を推進するということを考えている。以上が魅力ある学校づくりの主な取組の例である。それから5ページをお開きいただきたいと思う。大きな二つ目の柱であるが、「生徒が適切に学校選択できる環境の整備促進」ということで、まず一つは、「周知・広報の徹底」ということである。イとして「県立高等学校通学区域全県一学区説明会の開催」である。当然のことであるが対象としては各市町村教育委員会は勿論のこと、県内の公立、私立の高等学校、それから中学校、それから生徒、保護者に対して、この制度改正の趣旨、あるいは今後の対応等の説明会を適宜開催し、新制度の周知をきちんと図って参りたいということである。それから二つ目として「相談窓口の設置」を考えている。様々な相談に対応できるように教育庁内に問い合わせ、あるいは相談ができる窓口を設置したいということである。それから三つ目であるが「リーフレット等の配付」ということで、当然のことながら今回の制度改正を説明したリーフレットを作り県内の全中学校該当学年生、それから小・中・高等学校、市町村教委に配付する。それからぶらねっと、あるいは県教育委員会のホームページ、あるいは県広報等々を通じて周知を図って参りたいということである。それから二つ目であるが、「高校情報の発信」、これは非常に大事な部分である。高校情報の発信の一つとして「県立高校ガイドブック」を作成したいと考えている。県内の全ての県立高校について、例えば、伝統・校風、特色ある取組、あるいは教育課程(カリキュラム)、それから部活動、それから進学・就職先、それから通学方法等々学校情報を一冊に取りまとめ、中学生が進路を決定する際の参考資料というふうに考えたいということ、県内の全中学校の該当学年、各学級に配付したいと考えている。それからもう一つは「県立高校のホームページ」これをきちんと充実させたいということである。先程のガイドブックに掲載されている項目は当然のことながら、問い合わせ先のEメール等を掲載できるようにし、保護者、生徒に色々な高校に関する情報提供がきちんとできるようなホームページにして参りたいということである。それから三つ目として「県立高校のオープンキャンパスの開催」を考えている。体験入学である。これについては中学生が進路選択に当たり十分に学校体験ができるような環境を確保するというのが大事であるので、県内の全高等学校のオープンキャンパスの開催もさることながら、その開催計画一覧表なるものも作って、どの高校が何時、どういったオープンキャンパスをやるかといった情報も分かるような形で実施したいと考えている。それから四つ目であるが、「県立学校合同相談会」これを開催したいと考えている。県立高校が一つの会場に集まって高校毎に各ブースを開設するというイメージである。生徒、保護者を対象にした学校相談会が一つの会場でできるように、この相談会については県内数力所で開催したいと考えており、直接高校の先生方から保護者、あるいは生徒が説明を受けられる、あるいは相談に応じられるという体制を整えたいと考えている。それから6ページである。これは従来もやっているが、「県立高校説明会の開催」ということで対象は中学校の進路指導の担当の先生を対象にした説明会であり、これも引き続き説明会は実施する訳であるが、その内容とか開催場所等についても充実していきたいということである。それから「出前説明会への協力」ということで、積極的に出前説明会を開催し、中学校からの求めに応じて高校が中学校に出向いて学校紹介をさせていただくといった体制も整えたいということである。それから高校情報の発信の最後であるが、「メールマガジンの発行」ということで、これも各学校の情報メールマガジン等を通じて各中学校の方にきちんと情報提供していきたい、というのが今のところ考えている高校情報の発信である。それから三つ目であるが、「中学校の進路指導の充実」ということで、一つ目は「生徒、保護者への的確な情報提供」ということであるが、県教育委員会、あるいは各学校から発信される情報をきちんと生徒・保護者に提供するという、それから「進路指導の充実・強化」とい

うことで、進路指導担当教員の資質の向上とか、あるいは計画的・継続的な進路指導ができるような体制を強化したいということである。中学校の進路指導の充実以上である。以上説明した魅力ある学校づくりとか環境の整備を7ページであるが、今申し上げた施策を項目毎に整理した表である。内容については先程説明したとおりであるが、ここで記載のとおり「周知・広報」を一つ取ってみると、パンフレットの作成、それからぶらねっと、それから説明会、先程も申し上げた市町村教委、それから教育事務所、全公立、私立の高等学校、それから全中学校への説明、併せて各中学校単位の生徒・保護者への説明会、それから県教育委員会のホームページ、それから電話相談窓口という体制で周知・広報を徹底して参りたいということである。それから「高校情報の発信」のところを見ていただくと、ガイドブックの作成ほか、各高校のホームページの充実、それからオープン・キャンパスを通じた体験入学、それから中学校からの要請に応じた出前説明、それから先程申し上げた生徒・保護者を対象にした合同相談会、それから中学校の進路指導の先生を対象にした高校説明会、メルマガ等によって高校情報をきちんと、それから早めに、正確な情報を発信して参りたいということである。それから「中学校の進路指導の充実」のところであるが、教育委員会発行情報の活用に基づいて、具体にはガイドブック、あるいはホームページ、パンフレット、メルマガ等を通じた情報の提供、それから生徒・保護者への直接説明といったことを通して中学校の進路指導の充実を図って参りたいということである。それから「魅力ある学校づくり」については、先程申し上げたとおり「特色づくりの推進」、これは極めて重要である。当面、8校について支援して参りたい。それから「進学指導の充実」、これは地方の拠点となる高校11校を指定して進学指導の充実を図りたい。それから「就職指導の充実」、それから「人事面での取組」ということで、特に校種間交流人事、それから公募制人事、それから広域人事交流といった適材適所の人事配置をして参りたいということである。以上、説明を申し上げたのがこの見直し方針(案)の3番目の様々な対応策、あるいは周知等の案である。

順不同になるが、この見直し方針(案)の2番目の実施時期については、お手元の資料のとおり空白になっており、この実施時期の検討材料として2ページと3ページにまたがって資料を用意させていただいているので御説明申し上げます。まず、2ページを御覧願いたい。「県立高等学校の通学区域の見直しスケジュール例」ということで前回もお示ししたペーパーであるが、A案、B案、C案、D案ということでここに記載している。A案については、仮に平成19年の春から周知をした場合ということであるが、周知期間を1年とった例である。従って20年度入試からの学区見直しとなる。対象としては現中学2年生が対象となる。これがA案である。それからB案であるが、これは平成21年度入試からの学区見直しということで、現中学1年生が対象になる。新2年生が対象になるということで、今年の春から周知期間をとった場合には2年ということになる。それからC案であるが、平成22年度入試からの見直しということであり、現小学6年生、新中学1年生ということであり、周知期間は3年ということである。それからD案であるが、平成23年度入試からの見直しということで、現小学5年生、新6年生ということであり、周知期間は4年という、取り敢えず四つの案をここに記載させていただいている。それから判断の視点(ポイント)ということで二つほど項目だけであるが、挙げさせていただいている。一つは、やはり「生徒・保護者にとってはどうか」ということ、すなわち「周知期間の適切さ」ということが一つ、それから二つ目として、「中学校にとってはどうか」ということで、「進路指導上の視点」ということが一つの視点だろうということで二つ挙げさせていただいている。基本的には制度の改善であるので、可能な限り早い時期に実施すべきと考えているが、今申し上げたとおり周知と、あるいは進路指導上の視点、いくつかの判断する視点が考えられる。特に、周知期間をどの位持つかと、市町村教育委員会、あるいは学校、それから生徒の皆さん、保護者の皆さんへの周知、見直しの趣旨とか、それから中身、あるいは今後の取組といったことを説明し、制度の周知を図るという必要があるので、そのためにはどの位の期間が必要かというのが一つの視点であろうと考えている。それからもう一つはここに書いているとおり、中学校側での進路指

導,これも非常に大事な視点だろうと考える。各学校で色々な進路指導をされている訳であるが,基本的には3か年の計画で指導されているのが一般的である。各学校によって違うが,例えば中学1年生であると職業観教育というのか,「仕事とは」といった基本的な部分,あるいは職業体験といった学校が多いようである。それから中学2年生になると,まさしく進路,就職するのか,あるいは進学するのか,進学する生徒が多いので具体的には高校調べ,実際に高校に行ってみて,「高校ってこんなのか」と「食堂もある」とか,あるいは「実験室が随分多いなあ」とか,すごくびっくりする,そういった高校調べが2年生になると始まる。それから3年生になると,まさしく進学であると具体的な高校の選択というふうになるだろうと,これも学校によって若干違いがある。平たく言うとそんな感じでやられている。一方では,3か年計画とはいうものの,中学1年生であると基本的な職業観といった教育であるので,中学2年生から具体的な進路への指導がなされているという考えもある。いずれ中学校での進路指導上の視点というのも大事なだろうと考える。このスケジュールについての説明は以上である。

それから3ページをお開きいただきたい。これは通学区域を既に撤廃した,あるいは撤廃を決めている都県の周知期間がどうなのか,それから宮城県の学区の見直しの直近の2回についての周知期間について記載した資料である。16の都県について調査しており,ここに「教育委員会で決定した年月」がある。その右に「周知期間」があって,「開始時期」という資料になる。これを見て分かるようにNo.1からNo.3までが2年以上である。具体的には,1番の大分県が3年,それから和歌山県が2年5か月,宮崎県が2年1か月ということである。この大分県の3年は前にも御説明したとおり段階的導入をやっているのだから,若干長めになっている。あとは即全県一学区というのが他の県であるが,それからNo.4からNo.10,七つの都県,これが1年から2年の間ということである。それからNo.11からNo.16が1年未満である。であるので,1年未満と1年から2年が大体半々位,そして三つが2年以上という他県の状況である。それから下の方に参考として書いているのが宮城県で過去2回にわたって改正をしているが,昭和50年7月に教育委員会が決定した仙台の南北の改正である。この時が1年8か月,それから直近の今の制度に改正した時がちょうど2年ということである。これも参考にとということである。事務局で用意させていただいた資料については以上である。

(質 疑)

委員長 今事務局から説明があったとおり見直しの方針(案),それから対応策である。それからスケジュールについて,それから他の都県ではどうだったかということについて資料に基づき説明を受けた訳であるが,まず,見直し方針(案)とか(案)がついているので,これについて話をしていきたいと思う。

佐々木委員 この文書はそのまま公表される文書になるのか。

教育企画室長 そうである。訂正がなければこういう形の方がすごく分かりやすいだろうなと考えている。

佐々木委員 内容的には簡潔にまとまっていると思うが,ちょっと公表する文書としては長すぎるので途中で,特に「このような状況から」という文書のところを切って,「総合的にその在り方を検討する必要があると判断した」辺りで一度切っておいたらいいかもしれない。

委員長 この内容についてはよろしいか。

(委員全員に諮って)異議なし。

委員長 それから次の対応策であるが,これも(案)になっているが,これも今説明を受けたところであるが,こういうことをやっていくということで了解されたか。

櫻井委員 このチャートになっている対応策を拝見すると,今までも既に行われているもの,例

えばオープンキャンパスであるとか、それから説明会というのはもう既に行われているもので、学区撤廃だからといって新たに始まったことではないと思うが、この学区撤廃に伴って新たに、ここは重点を置いて始めたということがあればそこを区別した方がいいと思う。実際問題として「中学校の求めに応じて高校から出向いて説明」と書いてあるが、例えば一つの中学校で10校とか20校とかの高校に行く生徒がいたとして、その高校に「みんな出向いてください」と言って、果たして高校の方から出向いて説明しきれぬのかどうか、現実問題としてそこまで考えてきちんと（案）として定めたのであろうからそのところを教えてほしい。

教育企画室長

おっしゃるとおり既にやっている部分と、それからやっている部分でも充実させる部分と、それから全く新しくやる部分とある。全く今までなかったというものについて「高校情報の発信」のところで見ると、ガイドブックの作成、これは相当前に作ったことがあるとは聞いている。ここ数年は作っていないのでここは正しく学校選択する際にきちんと情報が分かるようなガイドブックを作りたいということである。それから生徒、保護者を対象にした合同相談会、全高校がブース式にして保護者、生徒の相談に応じるといったものは初めてである。あとは充実の部分であるが、ホームページが一つある。これは各高校で大体作っているが情報の中身がまちまちである。やはりこれからは如何にして高校の特色を外向けに出すかというのが重要になるので、そこは県教育委員会としてもホームページの基本的な部分での作り方、最低必要な項目というか、そういったところを共通部分として作って、あとは学校独自の特色を出して、本当にみたいなあと思われるようなホームページにしていきたいというのが一つである。それからオープンキャンパスであるが、これもやっているところ、やっていないところは分からないが制度そのものとしてはある。あるがそこは各学校に行かないと、あるいは問い合わせをしないと、何時やるのか分からない。各学校がどういう計画でオープンキャンパスを考えているか、それを一覧表で作って公表したり、生徒、保護者が分かりやすいような形で進めたいということである。それからメルマガは従来どおりである。高校説明会も中学校の指導教員を対象としてやっているが回数、内容を充実したいということである。それから周知・広報、これは制度の改正ということであるので、ある意味全て初めてということである。以上である。

小野寺委員

今日は、実施時期の検討が必要な課題だと思うが、実施時期を検討するに当たって必要な対応策というか、条件整備をどう図っていくか、あるいは図れるかである。そこが最初になければいけないと思う。それで事務局の説明では一つは魅力ある学校づくりの推進であると、それから学校選択の環境整備という大きな二点があったが、それでここに出ているのは新規としては二本出ているが、やはりこのとおり進めていただきたいが、ただ指定校とか、あるいは予算がなくてもやはり魅力ある学校づくりというのは進めなければいけない。その辺りの各校への予算とかの問題等についても私も現場の声を聞くとか旅費がないとかという話が出ている。その辺りについても手厚くやっていただきたいと思う。私は魅力ある学校とはどういう学校だろうかと、これは色々あると思うが、やはり生徒のモチベーションとか、あるいは目的意識を高めて生徒の進路希望を実現できる学校だと思う。あるいは生徒がこの学校で学んで良かったなあと思う学校も魅力ある学校だなあと思えている。であるからここに出された以外にも勿論あると思うが大事なものはそういう学校づくりである。それからお尋ねしたいことがあるが、いわゆる人事面

での取組であるが、ちょっと具体性を欠いている。出せないところは出せないのかなと思う。ただこれは一般的である。色々な問題があるかと思うが、もう一步踏み込んでもし出せるのであれば出していただきたいと思う。櫻井委員が言っているとおり魅力ある学校には魅力ある教師がいるんだと思う。その辺りをもう少し踏み込んで出せるならば、無理であればいいが、これだけでは一般的過ぎる。もうちょっとこの辺をやっていくというようなことは出せないか。

教 育 長 人事面のことであるのであまり詳しくは触れるわけにはいかない。公募制とか校種間交流、広域交流人事、こういったことを基本に据えて適材適所で人事等を進めていくという考え方であるので、これよりももっと詳しくというのは難しい。

小野寺委員 ただ広域人事について、今年3月末の異動では前年よりも積極的に進められたのか。

教 育 長 できるだけ色々な地域を経験していただくということで県内六つの地区に分けてこれを少なくとも四つの地区は経験してもらうという地域間交流人事は積極的に進めている。

山 田 委 員 2番目の環境の整備促進の中で確かに広報、周知徹底、あるいは情報の発信としては非常に十分な位の内容かと思うが、逆に教育現場の声を吸い上げるという意味で双方向的なシステムというのがちょっとこの中に欠けているのかなという気がするが、そういった窓口の設置というか、そういったシステムを構築するとか、やはり教育現場の声というのも大事だと思うので、その辺のシステムを取り入れていただければなと思うが如何か。

教育企画室長 例えば高校情報の発信はすごく重要である。この見直しに当たっては重要だということで今考えられることについてここに書いている。例えばホームページ一つとっても実際に、ではどのような項目を共通的にやったらいいのかというのは、やはり今委員おっしゃったとおり学校現場の声を聞かないといいものにならないと思う。従ってホームページの作成一つとっても学校現場の方と具体的な制度設計に当たっては協議しながらいい情報が、しかも如何にタイムリーにできるか、その辺は相談しながら実施したいと考えている。ガイドブックについてもしかりである。

小野寺委員 2番目の環境の整備の促進であるが、周知・広報の徹底とある。それでイとして「説明会の開催」が出ている訳であるが、これは教職員を対象にして説明をし、それを踏まえて各学校で生徒及び保護者に対してするというふうに捉えてよろしいか。

教育企画室長 よい。

小野寺委員 保護者や県民の方にももっと広く周知できるようなものも入れられれば入れていただきたい。よく「学区撤廃について分からなかった」という話も聞く。その辺りについても私の見方が悪いのかどうか。

教育企画室長 説明会を一つとってみると今委員おっしゃったとおりであるが、説明会以外にもここに書いてあるが、まずリーフレットを作る。この中に今回の趣旨とか、Q & Aといったものを作って幅広く県民の方々に知っていただく、あるいは県広報、県政だより、これにも挙げたいと思っているし、あとはホームページ等を通じた周知も図っていきたくて、あとは相談窓口を設置するので随時相談を受けられるような体制にもしておきたいと考えている。このほかにもっとあれば勿論、今考えている部分の主なものなのでこれしかやらないということではない。

委 員 長 これを見るとこちらからやることである。それがどの位伝わっているかということも

また調べておく必要がある。そういうものも含めてやるのか。要するにこういうことをやって、色々な説明をして、どの位の方が分かっているのかということも検証しながらいくということか。1年、2年、3年、4年と案が出たが、それはこれからであるが、その中でそういうことをやっていくということか。

教育企画室長 単年度で終わる話ではないので、例えば中学生も毎年入ってくるので、順繰り順繰りこの周知というものは、実施時期がまだ何時になるか分からないが、少なくともこの周知に関しては実施時期までやらなければならないだろうと考えている。

委 員 長 御存知だと思うが、こういう知らせるということは、科学的に、統計的にどの位の方が分かったかということ把握しながらやっていくことが当たり前のことである。それはよくやってほしい。

教育企画室長 そこはフォローしながらやらざるを得ないと思う。

櫻井委員 周知の話であるが、実際に子どもを育てて、保護者として20年経ったが、学校で色々な説明会であるとか、それからガイドブックとか、リーフレットとかがあっても子どもが家に持ってこない場合もある。それから学校でいくら説明会をやりましても仕事のために行けない親が一杯いる。それを考えるとやはり周知するためには、基本に立ち返って、例えば親が一番学校に行く時は何時かということ入学式と卒業式である。あとは忙しくて行けないという親もいる。であるから本当にマンパワーであるので微々たることからかも知れないが、まず4月の入学式、それから新学期、それから父兄会、学年委員会、そういうところでたびたび学区撤廃ということ、人間の口から、校長先生の口から、本当は県教委で行っていちいち説明をしなければいけないのかも知れないが、実際問題としてなかなか難しい面もあるので、県教委として努力するほかに、校長先生や教頭先生にも、それから担任にも協力していただいて、目と目を合わせて、顔の見えるところで私は説明すべきだと思う。小さいけれども、その努力が一番確実だと思う。人の心を打つことができると思う。であるからコンピュータを使ってホームページを作ったりガイドブックを作ったりといっても、子どもたちは家に持ってこないし、そういうことがあるかどうか分からないで過ごしている親が多い。そして「なんだ、県教委は何もしてないんじゃないか」と言われる前に、できることは何かということを考えて、まず校長先生達によく理解していただいて、まず入学式から親のいる前で「何年度にこういうことになりました」ということで「何でも質問がある方は学校に言ってください」ということを言っていただきたいと思う。

委 員 長 事務局はいいか。

教育企画室長 了解した。まず最低やらなければいけないものは勿論やっておきながらも、より多くの保護者の方にも聞いていただけるような機会を捉えてきちんと周知の徹底を図っていききたいと思う。

委 員 長 色々なホームページにこの時期ではこの位の方が分かったとか、知っているということも是非やっていった方がいい。

教育企画室長 検証しながらやっていく。

小野寺委員 2番の柱の問題であるが、中高のつながり、連携であるが、そこが私は大事だと思う。お互いの情報を共有しながら進めなければならないと思う。中高の情報の交流みたいな、実際に地方では中高連絡会が色々な形で行われているが、その場をさらに充実させていくことが大事かなと思う。そういう視点も必要かなと思って述べた。



教育企画室長 正しく委員がおっしゃるとおり進路を決める際の高校の情報というのは当然不可欠であるので、そういう意味ではこれまで以上に中学校と高校の連携を密にしないといい進路指導もできないし、逆に高校側としても自分たちの高校の特色をきちんと中学校の先生方に知っていただいて、それが生徒、保護者に伝わるとというのが大事であるので、そこは連携を意識しながら具体的な環境整備を進めて参りたいと考えている。

佐々木委員 魅力ある学校づくりというのは将来的にはここが一番大事になることだと思う。ここに平成19年度新規事業ということで八つの学校と進路指導の充実ということでいくつかの学校が挙がっているが、やはりこういうことができる高校というのは非常に恵まれた環境なり資質のある学校、あるいは指導者のいるところであると思う。このようなテーマが挙がっているが、これを具体的にどういうふうを実現していくかということ、プログラムなり実際の推進方法なりができ次第、これを私たちにも、それからできればほかの高等学校、あるいは中学校の方にも、このようなテーマの元に、こういう取組が具体的にされようとしていることを、テーマではなくて具体的な内容としてどういうことを一歩一歩しようとしているかということ、これを逐一教育に当たられる方、それから学校を選ぼうとする人達に示していくということをする、学校を選ぶ人にもいい情報になるし、これから個性ある学校づくりをしなければならぬ先生方にとっても大事な情報になると思うので、その取組の具体的なことを示していく広報部分も是非出していただければいいと思う。そしてその次の進学指導の充実ということであるが、これはどういうことか。結局は進学率を高めると、あるいはどのような大学に行くのがいいとする、そういう意味か。この高校の偏差値を高めるということか。「個性かがやく高校づくり推進事業」ということとわざわざ分けるということがあまり適切ではないのではないかなという印象がある。であるから例えば宮城水産の水産スペシャリストの育成、それから例えば大学進学率が高いなり、あるいはいい大学、例えば非常に国公立に行く生徒を増やした高校とかと、分けるというよりは、やはり同じ列で、各学校の個性というふうに表示する方が私はいいのではないかなという気がするが、わざわざ分けた理由は何か。

教育企画室長 特色づくりと進学指導の充実ということで敢えて分けさせていただいたが、確かに特色づくりというのはすごく概念的にいうと幅広い概念だと思う。この特色の中には勿論進学といったものを特色にしている高校もあるだろうし、あるいはここに書いてあるとおり部活動とか、あるいは教科指導上の特色を出すとか、あるいは地域との連携に基づく職業教育とか企業教育といった色々な特色の中の一つであろうと思う。ただ一方では基本的に地域の中で進路が実現されると、就職であろうと進学であろうと、実現されるのが基本というのがこれまでも各委員の中からも出されており、事務局としてもそう考えている。その中で特に進学について地域においてもきちんと進学が実現できるということで、これまでもここにあるような地域で進学を目指す、ここでは拠点校という言い方としているが、そういったところにも様々な支援をさせていただいているし、今後もここは重要であろうと、地域、あるいは保護者のニーズも高いのもあるし、そこは高校の進学の偏差値とかを上げるということではなくて、ここを進学の出発点として、色々な情報を進学に関して回りの高校にも普及、発信するとここに書いてあるが、この成果を県内各地に発信、普及するということによって進学の充実を図るということを考えている。確かに特色づくりの中の一つと言われればそのとおりであるが、ニーズも高い部分もあるので敢えてこういうふうに出したということである。

- 委員長 基本的に「個性かがやく高校づくり推進事業」というのは、学校の校長自らがここに書いてあるように課題を提示して、そのアイデアを教職員から募ってこういうことをやるということを書いてきた。そういうことを教育委員会の方で「なるほど」と思ってそれを推進しようということになった訳である。そういうシステムであるから、こちらの方からこうやりなさいというのではなくてボトムアップしてきたものを魅力ある学校づくりの中で、そういう特徴の中で入れたものであるので、私はこれで認められると思う。
- 小野寺委員 全県一学区を実施するのにどのような条件整備を図ればいいのかということが今話されているが、それで柱としては二点出されている。それで対応策、いわゆる条件整備という視点とはちょっと違うかも知れないが、前回は申し上げたことであるが、一つは生徒に選択肢の多い環境を整えることによって生徒の希望を活かすとともに、経済的に困難な家庭の生徒の希望を活かしてやらなければならない。その二点を話したが、それで例えば授業料が未納で退学しなければいけないということはあってはならないことだと思う。前回はいただいたが、支援制度、奨学金事業とか、授業料未納の資料をいただいているが、そうした支援制度の基準の緩和とか拡充とかについては論議が必要だと思うので、今すぐ私は答えを求めていないが、ただそこについての検討は強く押したい。それからこの前いただいた資料の中に、いわゆる私立高等学校の授業料の減免に関する措置というのがあった。この辺りについてもどうか保護者の方々に周知されるようにしていただきたいということである。特に、前者のことについては私は強く要望、検討していただきたい。
- 教育企画室長 経済的な支援という話であるが、学区の見直し云々に限らず今の制度として経済的な支援というのがあり、委員がおっしゃったとおり前回示させていただいている。具体的には奨学金制度、沢山ありよく使われているのが育英資金の貸付金がある。月、自宅、自宅外によって違うが二万円前後位の貸付金があるし、それから経済的な支援ということに関して言えば福祉資金がある。これは月3万5千円位の無利子の貸付がある。このほかにも沢山ある。ただ条件があり、学力と経済的な困難度合いがある。いずれにしても育英資金そのものについては都道府県での貸付となったので、そういった意味では例えば条件をどういうふうにするかというのは都道府県裁量で制度的に変えることができる制度に今なっている。以前は違っていたが、そういった検討は可能である。ただ前回お話ししたとおり育英資金一つとってみると大分枠がまだあるので、制度が分からなくて借りていないのか、実態を精査しながら、これも税金の話であるのでそこはわきまえながら検討する必要があるだろうと感じているし、私立学校の授業料の減免についても制度として今ある。前回示したとおりであるが、少なくともこういった制度がある。であるので中学校の進路指導、あるいは高校についてもこういった制度をきちんと知っていただいて、あるものについては利用していただくということが必要だろうと、そういった制度の周知のような部分を含めて県教育委員会としてやるべきことはやる必要があるなと思っている。
- 佐々木委員 奨学金のことに関しては、前から何回か私も希望を述べさせていただいたと思うが、少なくとも公立高校に入試という形で合格した子が、通学に困難を生じたという場合に成績で切るというのは、やはりちょっと問題があるかと思う。というのはその高校に入ることができるという条件を満たしたと判断された子達であるので、それが例えば4だから2だからということで奨学金を受ける機会が区別されるというのはやはりちょっと

問題があるかなと思う。逆に成績が低い子の方を優先して教育すべきというふうに、公教育であれば、達成度の低い子こそ頑張ってもらわなければ十分な教育の成果というか、レベルが、県全体としてのレベルを上げるということが難しくなると考えるので、もし成績でどうこうしなければいけない予算の範囲であれば、むしろ低い子こそ通う援助をするという方向が、つまり学校に入ることができたということは、そこに入ることができますという資格をある程度認めたとということになる訳であるので、成績で切るということではなくて、やはり経済的な理由で枠組みを作ってあげるという方がよろしいのではないかと思う。

鈴木次長  
高校教育課長

実態を話させていただく。

高等学校の育英奨学資金については、学力基準と所得基準と大きく二つの基準により選考を行っている。予約奨学生については、中学校段階で予約奨学生として一定の成績、それから一定の所得ということがあるが、高校に入ってから当然奨学生になることができる。高校に入ってから基準と予約奨学生の基準は違っている。高校に入ってからの方が学力基準については低くなっている。それから1年生と2年生についてもまた違っており、学力基準は2年生の方が低くなっている。それから所得基準、学力基準二つある訳であるが、この制度が県の方で始まってから2年経つが、17年度、18年度、この2年間については高校から申請のあったものについては現在のところ全て認めている。

委員長

非常に大事なことを今まで審議してきた訳であるが、周知について、あるいは情報伝達の方法、それから今の奨学制度のこととか、そういうことについて話をしてきた。

それでは、次に移りたいと思う。初めに通学区の撤廃時期について議論してまいりたいと思う。皆様の御意見を願います。事務局の資料では1年から4年ということになって、A、B、C、Dと分かれているが、それぞれについて説明を受けた訳である。

櫻井委員

前回の会議でも申し上げたように他の県の例も出ているが、やはり宮城県は宮城県の事情というものがあ、その中で大きな条件としては、この時期に男女共学化が進むということがあ。それで共学化と同時に学区撤廃が進むと非常に現場の混乱を招くという意見を述べた。A、B、C、Dで考えると、C以降ということにまずなる。そして最初に共学化した方が有利になるというようなことも考えられるので、私の意見としては全校が男女共学化される22年度の入試以降からという点で考えてみた。それと中学校に1年生が入るとすぐに進路指導が始まるし、やはり成績であるとか、小学校と違って色々な数字で出てくるということもあるし、中学になって高校のことを真剣に考えるということを考えると、今の6年生が来年度は中学1年生になるが、22年度からの学区撤廃であれば、今現在6年生の子が1年生になった時にもう学区撤廃ですよという告知をする訳であるので、3年間の期間というのは適切ではないかなと考えた。私の意見は22年度からである。

山田委員

私も同じような意見になるかもしれないが、こういう決まったことは私は早い方がいいとは実は思うが、ただし先程櫻井委員もおっしゃたとおり男女共学化の問題もある。これはそれ以前になるとどうしても不公平感が出てくるのかなと思うので、やはりC案以降ということになるのかなと思う。それとこれも同じ話になってしまうが、先程の教育企画室長からお話があったとおり、進路指導というのは1学年から始まるというお話があったが、そういった意味でも現在の6年生が中学1年生に上がる時が適切なのかな

と判断している。それとやはり今回特に一気に学区を撤廃するというので、先程来話があったように周知期間というのは十分に持って末端まで徹底して情報が行き渡る期間というのが絶対に必要になってくるので、そういう意味でも最低3年は私は必要かなと思う。そういうことで私もC案が適切ではないかなと考えている。

小野寺委員

私も条件整備、その部分が見通せるか、魅力ある学校づくりがその段階でできるかという見極めが大変難しいので、進行中だと思う。であるから条件が整えば早めの実施が望ましいと思うが、2年で必要な対応策が整えられるかというところちょっと難しいところだと思う。それで一つとして条件整備である。必要な対応策として2点挙げられていたが、私は別な面をもう1点要望した訳であるが、それがある程度見えてくるというか、進行中の現在進んでいる魅力ある学校づくりが、それが一つあるだろうと。それからやはり生徒、保護者とか、学校現場への周知期間、これも2年ではやはり短いのかなという気がしている。それから先程出た中学校の進路指導のことであるが、室長は1年でこつやる、2年でこつやるというふうな説明をした。そういう学校が多いとは思いますが、実際は生き方指導として生徒が主体的に進路選択できるような指導援助を中学校はしている訳であるが、進路指導についてはやはり1年生から積み上げてきている。であるから中途から入られるとどうかなと思う。そういう意味では私はやはり3年は必要だと思う。ただ私はちょっと心配である。共学化がどう響くかである。私もそこは見通せないところがある。私も現場に電話で聞いてみたりしたことがあるが、「心配ないのではないか」という意見が多かったが、「でも心配な点もある」という意見もある。それから「周知期間が長すぎても、間を置きすぎても、あるいは短すぎても困る」という意見もあった。C案がポイントになっての判断かなと私は思う。3年は必要だと思う。

佐々木委員

私自身は皆様に周知徹底できる最低限の期間で実施するというのが一番いい方法だと考えている。学区制撤廃と共学化ということを経るべきではないと思っている。というのは学区撤廃と共学化というのは、勿論現場で指導される先生方とか、学校に行く子どもたちにとっては大変重要な問題であるが、考える基本的な発想も違う問題であるので、これを一緒にして実現していこうとするとやはり大きな障害なり混乱が起きると思うので、学区撤廃ということは学区撤廃として進めていくということで実現していかないと色々な支障が出てくるのではないかと考えている。私自身はその問題は別にしてB案かC案である。先程の教育企画室長からの説明で中学生の進路指導という問題の話があったので、中学1年生から職業観ということを話されていたので、やはりそういう指導ということを考えてと新しく入ってきた1年生からなのかなと今考えている。でも可能であればできるだけ早くというのが私にはいいのではないかと考えている。もう決めたことであるのでできるだけ早く実現して、実現に伴って起きる色々な問題を解決しながら進めていくというのがいいのではないかと考えているので、B案かC案である。でも中学生、進路指導ということを考えたらやはり新1年生からなのかなと今考えていた。

委員長

私であるが、ここに「判断の視点(ポイント)」というのが書いてあるが、やはり共学化の関係というのは競合しないのではないかなと思う。最も重視したいのはこの間も話したと思うが新しく1年生になる生徒さんからこれはそういうことが分かっていないと、進路指導という観点から大変そういうことが重要ではないかと考えている。私はBかCのうちのCではないかと考えていた。私はCである。今までの話を聞いてみると、櫻井委員は結論が出たので早い方がいいが6年生が中学に上がった時からということを考え

ると22年、つまり3年がいいという意見があった。山田委員も同じようなことで3年の周知期間を置くと、小野寺委員も同じように3年、それから佐々木委員もBかCであるがCであると、私もCである。これは私も含めてC案ということになったが、3年でよろしいか。

(委員全員に諮って)異議なし。

委員長 通学区域の撤廃時期については、平成22年度の入学選抜から実施したいと思うが、よろしいか。

(委員全員に諮って)異議なし。

委員長 それでは「県立高等学校通学区域見直し方針」の案の中で、2番目であるが、これは平成22年度と書き込んでいただきたいと思う。

次に、見直し方針(案)の3「通学区域の撤廃に当たっての魅力ある学校づくりの一層の推進及び生徒が適切に学校を選択できる環境の整備充実を図る」上で、先程の説明で対応策の詳細が示されたが、これについての議論もしてきたので、これについてはよろしいか。

(委員全員に諮って)異議なし。

小野寺委員 要望というか確認であるが、一つ地方の不安に答えるということである。やはり統廃合への不安はある。それが一人歩きしているようなところがある。その辺りが正しく伝わっているのかなあという気がする。生徒が少なくなるから再編というものについては避けて通れないと思う。ただその時学区撤廃がストレートに統廃合に結びつかないんだよと、あるいは地域バランスを考えて再編するんだということをどうか伝えていただきたいと思う。私は伝わっているとは思っていない。それが一つである。それから二つ目、これも前に申し上げたがいわゆる公私協定の問題である。これは仙台であると、ただし私立はほかにもあるが、これは長年続いているものがあると思う。私学との協調とか振興とか大事だと思うが、この辺りについてもやはり検討する必要があるのかなと私は思う。それから魅力ある学校づくりのことであるが、指定校とか何とか出たが、やはりそれ以外の学校の条件整備である。計画的に進めている少人数学級の促進とか、定数改善とか、財政支援とか、その辺りについて勿論財政の問題があるが、その辺りについてもきちんと進めていくということは大事かなと思う。3点について確認して要望する。

教育長 高校の統廃合が進むのではないかという議論であるが、前にもお話を申し上げたが統廃合については少子化や中学校卒業生数の減少に伴う問題であるということで、学区撤廃とは直接関係がない。お話があったとおり地域バランスなりを考えながら学校の統廃合については、あるいは学級減については検討していくということにしている。

小野寺委員 それがなかなか伝わっていないところがある。だからそういう不安を持っている。その辺りを正しく伝えることが大事だなと思って申し上げた。

佐々木委員 それはこの間、学校の定数と何かの関連についてあの規定のままでは定員割れが2年続いたら、何割だったら学級数を減らすとか、そういうことが条文みたいに書いてあって、これであると学区撤廃によって生徒の移動があった時にそれが直接統廃合につながってしまう、要するに定数減とか学校減につながってしまうことになるのでこの規定のままではおかしいのではないかというお話をさせていただいたかと思うが、あれをそのままにしておけばこれは適正な地域での、子どもたちがどれだけいるかということと関係なく学校の数とか教室の数が決められてきてしまう、つまりどれだけの子どもたちが

どういふうに移動したかで決まってしまうようになるので、あそこの内容をもう一度やはり検討しておいていただかないと、私も統廃合ということと学区制撤廃は全然別問題だと考えているが、現実問題としてあの状況が、この間の規定がある限り直接つながってしまうというか、自然にそのようになってしまう可能性があるのも、やはりあそこはもう一度検討していただいた方がよろしいのではないかと思う。

教 育 長 将来構想の後期計画の中で掲げられている基準であり、当面 22 年 4 月まではあの規定の形で進めて参りたいと思っている。ただ委員からお話のあったとおり 22 年以降どうするかという問題があるので、その節は当然のことながらやはり地域の実情なり地域バランスなり、今は基本的には中学校の卒業生の数をベースにしてその学級なり学校数なりを考えているところであるので、それは基本にはなるかと思うがそれ以外の要素についても当然検討していかなければならない問題であると思う。

佐々木委員 あの文章は卒業生なら私はいいと思うが、卒業生ではなくて志願者が入学した生徒の数で決まっていたように思った。それだとまずいのではないかと、卒業する生徒の数で配分が決まるのであればいいが、入学した数で決まるようになってしまうと弊害が起きるのではないかという話をさせていただいた。

鈴木次長 今教育長が申し上げたが、これから 5 年先、10 年先の子ども数とか、地域ごとに子ども数をおろせば、この間お示したデータであるが、従ってもう少しドラスティックな改革案というか、方針というのを練らないと立ち行きいかないという状況になると思う。であるからこのところは相当議論が必要かと思っている。もう少し時間をかけて高校の在り方、普通科だけに限らず農業高校とか工業高校をどうするかとか、商業高校をどうするかという議論にもなるので、そこは相当の議論が必要だというふうに考えている。

委 員 長 全県一学区化に伴う対応策については、様々な御意見があったが、今後は十分な周知を図りながら、円滑な制度移行を期して県教育委員会と学校が一体となって積極的に取り組む必要があるので、本日の御意見を踏まえながら、実施していくこととしてよろしいか。

(委員全員に諮って) 異議なし。

委 員 長 特になければ、宮城県立高等学校通学区域見直し方針については、平成 22 年度の入学選抜から実施することとし、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(委員全員に諮って) 可決。

## 9 次期教育委員会の日程について

平成 19 年 4 月 18 日 (水) 午後 2 時から

## 10 閉 会 午後 3 時 25 分

平成 19 年 4 月 18 日

署名委員

署名委員

